住宅用火災警報器の設置をお願いします。

近年住宅火災による死者数は、平成15年以降5年連続して1、000人を超える高い水準で推移しています。このうち、約6割が65歳以上の高齢者であることからその対策として一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

平成18年6月以降に建てられた新築住宅についてはすでに義務付けられていますが、すでにお住まいの住宅についても平成23年6月1日までに設置が義務付けられています。

火災の早期発見こそが火災による死傷者の減少につながります。尊い命を守るためにも住宅用火災警報器の設置をよろしくお願いします。

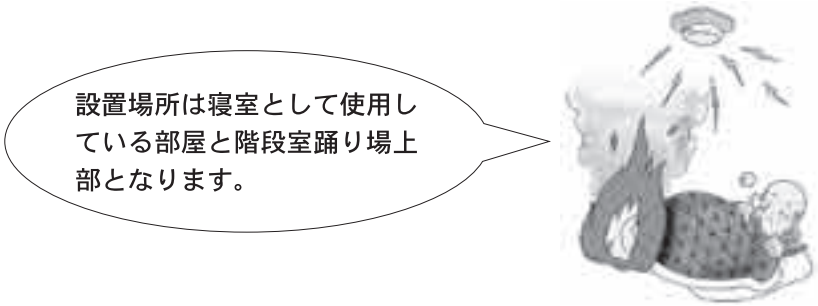

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売にご注意下さい。

近年、消防設備業者や消防職員を装い消火器の点検や住宅用火災警報器の設置を促す悪質な業者が増えています。

特に住宅用火災警報器は設置義務化になって間もないため、付けないと罰則があるなどと言われ、付けなくてもいい場所まで設置されたり、莫大な金額を請求される被害が全国で多発しています。

消防職員が訪問販売をすることは絶対にありません。

トラブル防止のポイント

- はっきりと**拒否**する。
- **身分証明書**などの提示を求める。
- 契約書などにはんこを**押さない。**

紙面に対するお問い合わせは

留萌消防組合消防署　予防課　予防係　電話　0164-42-2211
直通　0164-42-2296
留萌消防組合小平支署　予防係　電話　0164-56-2221
留萌消防組合鬼鹿支署　電話　0164-57-1253

地域では、お年寄り家庭へ「防災アドバイス」を